

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
（ 公 印 省 略 ）

感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 27 条及び第 29 条に基づく感染症に汚染された場所等の消毒・滅菌に関する取り扱いについては、令和 8 年 8 月 19 日付け感感発 0819 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」により通知しているところですが、今般、別添のとおり改定されたので送付します。改正箇所につきましては下記傍線部分のとおりです。

また、貴管下市町村及び関係機関に対する周知徹底をお願いするとともに、その取扱いに遺漏なきよう配慮願います。

なお、令和 8 年 8 月 19 日付け感感発 0819 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」は廃止します。

本件については、公益社団法人日本医師会宛てにも周知している旨申し添えます。

記

○感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き新旧対照表

改 正 後	改 正 前
感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き (略) I (略) Ⅱ／二類感染症 1～4 (略) 5 結核 1) ～ 5) 略 6) 汚染物の消毒・滅菌 (1) (略) (2) 消毒薬 0.1～5%次亜塩素酸ナトリウム（ミルトン、ピューラックス、ハイポライトな	感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き (略) I (略) Ⅱ／二類感染症 1～4 (略) 5 結核 1) ～ 5) 略 6) 汚染物の消毒・滅菌 (1) (略) (2) 消毒薬 0.1～5%次亜塩素酸ナトリウム（ミルトン、ピューラックス、ハイポライトな

ど)、<u>2～8倍希釈</u>亜塩素酸水(クロラス酸・Nバリア)、両性界面活性剤(ハイジール消毒用液10%、アルキルジアミノエチルグリシン消毒液10%「日医工」、など)、アルコール(消毒用エタノール、70-80v/v%イソプロパノールなど)、2～5%フェノール(消毒用フェノールなど)、0.3%過酢酸(アセサイドなど)、グルタラール(ステリハイド®、ステリゾール®、ワシュライトなど)が使用可能である。 6 (略) Ⅲ～Ⅵ (略) 文 献 (略)	ど)、亜塩素酸水(クロラス酸・Nバリア)、両性界面活性剤(ハイジール消毒用液10%、アルキルジアミノエチルグリシン消毒液10%「日医工」、など)、アルコール(消毒用エタノール、70-80v/v%イソプロパノールなど)、2～5%フェノール(消毒用フェノールなど)、0.3%過酢酸(アセサイドなど)、グルタラール(ステリハイド®、ステリゾール®、ワシュライトなど)が使用可能である。 6 (略) Ⅲ～Ⅵ (略) 文 献 (略)
--	---

以上